

石井町A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A2	1111 訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1176単位	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 39単位	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2349単位	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77単位	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3727単位	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 123単位	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 ※1月につき3,727単位の範囲で算定 事業対象者・要支援1・2 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621 訪問型独自サービス23	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2（20分未満） (3) 短時間の身体介護が中心である場合	163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位減算	-23 1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37単位減算	-37 1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	事業対象者・要支援1・2（20分未満） (3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位減算	-12 1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位減算	-23 1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37単位減算	-37 1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1単位減算	-1 1日につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23	事業対象者・要支援1・2 (2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	事業対象者・要支援1・2（20分未満） (3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算3	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	

注 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、パターン2においても共通して使用する。